

安城市水道料金等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）**収****加**

この申込書は、水道お客様窓口へ郵送（又は持参）専用のため、**金融機関窓口では受付できません。**

取扱金融機関 御中

申込年月日		年 月 日		私は、水道料金・下水道使用料を口座振替（自動払込）により納入したいので、下記の規定を確認のうえ依頼します。													
使用者氏名（契約者）	フリガナ											電話番号					
												( ) -					
※相続等による使用者名義の変更のときは、新しい使用者名を記入してください。																	
水道番号				水道使用場所（集合住宅の場合は、建物名・部屋番号まで記入）													
				町													
振替（払込）指定口座	① 銀行等	銀行・信用金庫 店										預種	口座番号（右づめで記入）				
		組合・金庫・農協 (所)										1 普通					
	※金融機関にて記入 金融機関コード										2 当座						
	② ゆうちょ銀行	通帳記号					通帳番号（右づめで記入）					払込先口座番号		00840-4-960837			
		※										払込先加入者名		安城市水道事業			
												種目コード		166			
										契約種別コード		22					
口座名義人	フリガナ											お届け印					
	氏名																
	電話番号 ( ) -																

※欄は、通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。

種目	水道料金・下水道使用料 別々の口座から引落はできません。下水道使用料は、下水道の使用を開始した場合にお支払いいただきます。
振替日（払込日）	安城市の指定する日 2か月に1度、検針した月の末日（12月は26日）。金融機関が休日の場合は翌営業日。

規定

- 貴店に納付書が送付されたときは、私に通知することなく納付書記載の金額を預貯金口座から引き落としのうえ支払ください。
- 預金（残高）不足等により振替（払込）不能になったときは、私に通知することなく安城市水道事業に返却されても異議ありません。
- 預金（残高）不足等により振替（払込）不能が継続し、収納事務に不都合が生じると貴店又は安城市水道事業が認めたときは、この依頼を解約されても異議ありません。
- この依頼は、口座の解約又は口座振替（自動払込）契約の解約をしない限り翌年度以降についても継続します。
- この取扱に関し紛議が生じても貴店及び安城市水道事業に迷惑をかけません。

※ただし、ゆうちょ銀行については、上記規定は適用されず、自動払込み規定が適用されます。

市役所受付印
--------

不備返却事由
1 預貯金取引なし
2 印鑑相違
3 印鑑不鮮明
4 記載事項等相違 店名・預貯金種目・口座番号・口座名義
5 その他( )

(不備返送先)

〒446-8501 安城市桜町18番23号  
安城市役所 水道業務課 水道お客様窓口 宛

取扱店日附印	証 印
	印鑑照合
	受付印